

島根県農業経営基盤 強化促進基本方針

平成26年6月

島 根 県

島根県農業経営基盤強化促進基本方針

目 次

第1 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な方向	
1 本県農業・農村の目指すべき方向	1
2 担い手育成に関する基本的方向	1
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の育成	1
(2) 多様な担い手の育成	2
3 担い手育成に関する目標	3
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の基本水準	3
(2) 効率的かつ安定的な農業経営の基本指標	3
(3) 農用地の利用集積に関する目標	3
4 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標	4
(1) 新規就農者の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標	4
(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する目標	4
5 地域別の基本的方向	4
第2 効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために必要な事項	
1 推進体制の構築等に関する事項	5
(1) 県全体での体制整備	5
(2) 地域における体制整備	5
2 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項	5
(1) 利用権設定等促進事業	5
(2) 農用地利用改善事業	5
(3) 農地利用集積円滑化事業	6
3 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	6
4 農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項	6
(1) 実施する事業	6
(2) 実施主体	7
(3) 県の推進について	7
5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保のための取組み	7
(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保のための取組み	7
(2) 県内の関係機関の役割分担	7
(3) その他の取組み	8
6 新たに農業経営を営もうとする青年等の経営発展に向けた取組み	8
(1) 青年等就農計画制度の普及	8
(2) 認定就農者への指導及び農業経営改善計画作成への誘導	8

(資 料)

効率的かつ安定的な農業経営の基本水準

第1 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な方向

1 本県農業・農村の目指すべき方向

島根の農業・農村は、安全・安心で品質の確かな食料などの安定供給をはじめ、国土や環境の保全、美しい景観形成など、多面的機能の発揮を通じて県民の健全で豊かな暮らしを支えている。また、食品加工業など他産業とも結びつき、地域の発展を支える基幹産業として重要な役割を果たしている。

しかしながら、農業・農村を取り巻く情勢は、「過疎・高齢化の進行による生産力低下や担い手不足」「農林水産物価格の低迷」「消費者の食の安全・安心と環境問題への対応」「価値観、ライフスタイルの変化への対応」等様々な課題に直面しており、農業経営の基盤強化を喫緊の課題として取り組む必要に迫られている。

こうした社会、経済状況の変化に的確に対応し、今後とも島根の農業・農村の持続的発展を図るため、島根県では、「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」の基本計画（平成20年3月策定。計画期間は概ね10年）に掲げた施策展開の基本方向に基づき、より重点的かつ集中的に実施する具体的な取組みを示した第2期の行動計画を平成24年4月に策定した。

この行動計画では、「持続的に発展する島根の農林水産業・農山漁村の実現～地域の創意工夫と多様な主体の参画・協働による展開」を基本目標に、「産業として自立する農林水産業」「暮らしと結びついた農林水産業」「活力ある元気な農山漁村」を目指し、農業、林業、水産業の各分野の計画を一本化しつつ、県及び各圏域のプロジェクト活動による総合的な施策の展開を図っている。

特に農業分野においては、「県民の安心と誇りの実現」「消費者に買ってもらえる商品づくり」「地域の実情にあった担い手づくり」「魅力ある農山村づくり」「環境保全と多面的機能の維持増進」に取り組んでいる。

こうした中、社会経済のグローバル化に伴い、農業においても経営体質の強い、競争力を備えた経営体の育成を図ることが今後の重要な課題となっている。

また、国では、平成25年12月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」がとりまとめられ、その中で、農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減や経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設等の農業・農村施策の見直しが進められており、大きな変革の時期を迎えている。

一方、2010年世界農林業センサスによると、県内の農家戸数は減少し、農業従事者の高齢化も進行しており、農業・農村を支える農業労働力の恒常的な不足が懸念される。

これらの情勢を踏まえ、産業としての農業振興と、農村社会の維持・活性化の両面を見据えた的確な施策展開を図ることが重要である。

2 担い手育成に関する基本的方向

本県では、担い手育成において、効率的かつ安定的な農業経営の育成を基本としつつ、あわせて地域農業の維持・発展のために必要な多様な担い手についても、育成を進める。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の育成

効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、既存農業者の経営規模拡大や経営の合理化を

進める一方、新規学卒者をはじめ、他産業の中途退職者などの自営・雇用の形態による新規就農を希望する者や、他業種からの農業参入を含めた農業法人の育成等、意欲と能力の高い人材を幅広い分野から求め、農用地の利用集積等の農業経営基盤の強化を支援する。特に、東西に長く、中山間地域を多く抱える本県の立地条件から、それぞれの地域の実情を充分踏まえ、経営の複合化や地域資源を有効に活用した農業経営の育成を積極的に推進する。

なお、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者(以下「認定農業者」という。)の育成と法人化等による経営体質の強化を強力に進めるとともに、農業経営改善計画の期間を了する者に対しては、経営状況の分析や経営改善に向けた意向調査等を実施し、再認定への積極的な誘導を行い、新たな計画作成の支援を行う。

また、地域及び営農の実態等に応じた集落営農組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、経営体としての体制が整ったものについては法人化への誘導を図る。特に、特定農業法人の設立と、一元的に経理を行い法人化する計画を有するなど、経営主体としての実態を有し、将来、効率的かつ安定的な農業経営に発展するものと見込まれるものについては、特定農業団体として育成を図る。

また、農業の後継者不足を抱える農村において、U I ターン者は、集落営農組織等の後継者として重要であり、兼業収入を加えた半農半X型の就農を定住対策と併せて推進し、農業・農村の後継者としての育成を促進する。

担い手育成にあたっては、消費者・実需者のニーズに対応して、生産・加工・販売の一体化等の多角化・高度化・複合化に向けた取り組みを促進するとともに、第1次産業とこれに関連する第2次・第3次産業を融合した新しい業態の創出を促す6次産業化を進める。

さらに、農村における女性は、農業生産の重要な担い手であることから、女性の起業化促進を図る。また、農業経営改善計画の共同申請の推進や女性農業者による集落営農組織への参加・協力を通じ、女性の農業経営へのより一層の参画を促進する。

(2)多様な担い手の育成

効率的かつ安定的な農業経営の育成を基本としつつ、地域農業の維持・発展のため、県内各地域の実態に即した多様な担い手を育成する。

個別経営体の育成が困難な中山間地域等を中心に、農業生産のみならず、集落の維持、生活の場づくり等に取り組む「地域貢献型集落営農組織」の育成・確保に努める。また、集落営農組織と個別経営体や地域活性化組織など、農業以外を含めた多様な連携による協働化や効率化、地域マネジメント組織への発展等により、集落内外からの新たな人材等の受け皿としての体制整備を進める。

併せて、地域の実情に応じた運営による効率的な農作業受託組織の育成とともに、担い手の確保が困難な集落・地域においては、近隣の個別経営体や集落営農組織、消費者を含めた地域住民組織等、営農活動を支援するサポート経営体を育成する。

なお、これらの取り組みによってもなお担い手の確保が困難な地域においては、農地中間管理事業や農地利用集積円滑化事業を積極的に活用すること等により農地の有効利用の確保を図る。

3 担い手育成に関する目標

平成23年に島根県農業経営基盤強化促進基本方針(以下「基本方針」という。)を改訂して以来、効率的かつ安定的な農業経営の育成のための施策を重点的に実施し、認定農業者や特定農業法人の育成・確保とこれら農業者への農用地の利用集積を促進し、一定の成果を上げてきたが、目標に対する達成状況は必ずしも十分ではない。

このため、今後10年間において育成すべき農業経営の基本となる水準や指標とこれら農業経営体等に対する農用地の集積目標を次のとおりとする。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の基本水準

農業経営の基本水準については、各地域における認定農業者の経営事例等を踏まえ、他産業従事者と均衡する年間労働時間で地域の他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得とし、次に掲げるとおりとする。

年次	平成36年(2024年)
年間所得	概ね400万円(主たる農業従事者1人当たりの所得)
年間労働時間	概ね2,000時間(主たる農業従事者1人当たりの労働時間)

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の基本指標

具体的な営農類型等の農業経営の基本指標については、別表のとおりとし、社会情勢の変化等に適応したものとするため、必要に応じて適宜見直すものとする。

(3) 農用地の利用集積に関する目標

上記別表に掲げる、効率的かつ安定的な農業経営体等に対する農用地の利用集積に関する目標及び農用地の面的な集積についての目標は、次のとおりとする。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に関する目標

地 域	県内全域
集積率の目標	概ね67%※

※ 効率的かつ安定的な農業経営体等が利用する農用地の集積率の目標は、国全体の集積目標「担い手に全農地の8割を集積」を達成するため、国が平成25年度に各都道府県に割り当てた集積面積をもとに算定したものである。

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農業者が、経営する農用地が分散している状況にある中で、認定農業者等担い手の経営する農用地も分散傾向にあり、農用地の効率的な利用の障害要因となっている。このため、上記別表に掲げる、効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対し農用地を面的に集積してその割合が高まるように努め、これらの者が経営農地を効率的に利用し得るよう措置する。

<参考>

本集積目標の対象とする経営体は、認定農業者、認定新規就農者、特定農業法人、市町村基本構想基準到達者、特定農業団体、集落内の営農を一括管理・運営している集落営農とする。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標

(1)新規就農者の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

新規就農者の状況については、平成21年度の165人をピークに平成23年度は120人と減少傾向にあった。平成24年度は125人で増加に転じたが、本県農業の持続的な発展に必要な人数の確保は未だ不十分な状況であり、引き続き、支援していくことが必要な状況となっている。

こうした中、40代以下の新規就農者の確保・定着目標が年間1万人から2万人に倍増したことも踏まえ、平成23年度までは年間90人であった目標を、「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」において年間170人と定め、取り組んでいる。

(2)新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する目標

農業を職業として選択するに足る魅力とやりがいのあるものとする観点から、主たる従事者1人あたりの年間労働時間は、2,000時間程度を目標とする。また、主たる従事者1人あたりの年間総所得は、地域の同世代の者と遜色のない年間所得を実現すると同時に、将来の効率的かつ安定的な農業経営を想定したものとして、概ね280万円程度（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の7割程度の農業所得）を目標とする。

この目標達成には就農時の年齢や家族構成、就農地域、既存の経営基盤活用の有無、経営作目により大きく異なるので、次の事項に留意しながら経営の発展段階、技術・経営力に見合った経営規模、就農時の生活に要する所得水準等も勘案し、実現可能な目標を設定する。

- ア 青年等が新たに農業経営を開始するのにあたっての技術・経営能力、資金の確保等からみた適切な経営規模
- イ 果樹や畜産等生産が所得に結びつくまでに年月を要するもの、比較的早期から所得を上げることができるもの等それぞれの経営部門の特性
- ウ 中山間地域と平場地域等の自然条件、社会条件等の違い

5 地域別の基本的方向

地域別の基本的方向については、新たな農林水産業・農山漁村活性化計画の内容に準ずるものとし、「平坦農村地域」と「中山間地域」に区分するものとする。

また、各地域(圏域)の状況に応じて取り組みを進められるよう、各圏域毎の地域プロジェクトを立ち上げ、基本目標を達成する。

第2 効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために必要な事項

1 推進体制の構築等に関する事項

(1) 県全体での体制整備

県は、島根県農業会議、島根県農業協同組合中央会等で構成される「島根県農業再生協議会」(以下「県協議会」という。)等を十分に活用し、連携を図るとともに、具体的目標を共有し、それぞれの役割分担のもとに農業経営基盤の強化促進のための措置を講ずる。

(2) 地域における体制整備

地域においては、「地域農業再生協議会」や「地域担い手育成総合支援協議会」(以下「地域協議会」という。)等を主体に推進体制を整備し、農業・農村対策の戦略的な推進機能の強化、農業振興目標の設定、その達成のための各種事業の連携実施等の具体的取り組みについての合意形成と進行管理を効率的に行うものとする。

特に、地域の農業の将来方向と育成すべき農業経営体の姿の明確化、また、これら農業経営体と小規模な兼業農家、高齢農家、土地持ち非農家との連携及び役割分担の明確化が図られるよう指導する。

また、自主的かつ計画的に経営改善を進めようとする農業者の農業経営改善計画の作成に関し適切な指導を行うとともに、その達成に必要な生産方式や経営管理の合理化、農業従事の態様の改善などを指導するとともに、あわせて農業生産法人の設立・運営に向けた指導強化を図る。

さらに、農業後継者育成機関である農林大学校の機能を強化するとともに「農林大学校新規就農者育成推進会議」を設置し、円滑な就農を支援する。

2 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

効率的かつ安定的な農業経営の育成を図り、第1の3の(3)の集積目標を達成するため、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条に規定する農地中間管理事業と連携をとりながら、利用権設定等促進事業等の農業経営基盤の強化促進のための措置を講じ、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用集積を図る。

(1) 利用権設定等促進事業

利用権設定等促進事業については、農地の出し手、受け手情報の整理やほ場整備等を契機とした農地の計画的利用に対する指導、賃借料や農作業受託料金の適正化などにより農用地の利用集積を推進する。

(2) 農用地利用改善事業

農用地利用改善事業については、地域における農地の計画的利用の合意形成を図る中で、地域協議会との連携を図りつつ、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落において、農用地利用改善団体の設立を目指す。なお、担い手が不足している地域の農用地利用改善団体にあっては、関係者の合意のもとに、地区内農用地の受け手となり、その有効利用を図る組織経営体として、特定農業法人及び特定農業団体の設

立を推進する。

(3) 農地利用集積円滑化事業

市町村、農業委員会、農業協同組合（以下「農協」という。）、市町村農業公社等は、農地利用集積円滑化団体との連携のもとに、農地利用集積円滑化事業を実施する。

3 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

農地中間管理事業の推進に関する法律第4条の規定により農地中間管理機構に指定された公益財団法人しまね農業振興公社は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、次に掲げる事業の範囲内で、農業経営基盤強化促進法第7条に規定する事業を行う。

ア 農用地等を買入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業

イ 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引き受けを行い、当該信託の委託者に対し、当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付けを行う事業

ウ 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農業生産法人に対し、アに掲げる事業により買入れた農用地の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持ち分又は株式を当該農業生産法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業

エ アに掲げる事業により買入れた農用地等を利用して、新たに農業経営を営もうとする者に農業の技術又は経営方法を実地に習得させるための研修その他の事業

4 農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項

(1) 実施する事業

農地利用集積円滑化団体は、効率的かつ安定的な農業経営を営もうとする者へ農用地の面的集積を行うため、次に掲げる事業の範囲内において農地利用集積円滑化事業を実施する。

ア 農地所有者代理事業

(ア) 経営体への農用地の面的集積の円滑な集積を図るため、農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地について売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農業の委託を行う事業。

(イ) 委任に係る農用地等についてその所有者自らが耕作又は管理を行うことが困難な場合に、貸付け等が行われるまでの間当該農用地等を良好な状態に保つために除草、畦畔の維持等の管理を行う事業。

イ 農地売買等事業

農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業。

ウ 研修等事業

農地売買等事業により買入れ、又は借り受けた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に取得するための研修その他の事業。

(2)実施主体

ア 農地所有者代理事業、農地売買等事業及び研修等事業の実施主体は、売買、賃貸借等を通じ自ら農用地の権利主体となること等から、市町村、農協又は市町村農業公社であって国が定める要件を満たす者とする。

イ 農地所有者代理事業のみ行う場合の実施主体は、自ら農用地の権利主体となる必要性がないことから、アに掲げる者及びそれ以外の営利を目的としない法人又は法人格を有しない団体であって国が定める要件を満たす者とする。

(3)県の推進について

農地利用集積円滑化事業を活用し、効率的かつ安定的な農業経営を営もうとする経営体へ農用地の面的集積を行うため、県段階や各地域段階の関係機関・団体が十分な連携を図るものとする。

また、農地利用集積円滑化事業の実施を支援するため、農地中間管理機構が行う特例事業を始め、関連する諸施策を実施する。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保のための取組み

第1で示す新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標を達成するため、次の取組みを進める。

(1)新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保のための取組み

新たに農業経営を営もうとする青年等の確保は地域を支える人材の確保でもあり、今後地域の農業振興を図るとともに、定住対策の一翼を担うために新規就農者確保対策の充実強化が必要である。

このため、就農相談から経営安定に至るまでの総合的な支援の拡充を図り、次の事項を重点的に推進することにより新規就農者の確保を図る。

- ア 島根の農業のPR及び就農情報の効果的提供によるUターン就農者及び新規参入者の就農促進
- イ 新規就農者に対する研修経費助成及び就農用施設等整備への支援
- ウ 雇用就農者の育成・確保への支援
- エ 営農開始から早期経営安定への指導・支援
- オ 技術・経営方法の習得や研修機会の提供
- カ 兼業収入を加えた半農半X等、所得の増大に向けた幅広い視点からの支援

(2)県内の関係機関の役割分担

ア 県は、公益財団法人しまね農業振興公社を島根県青年農業者等育成センター（以下「育成センター」という。）として就農促進のための拠点と位置づける。

イ 県は、青年等の就農促進及び育成に関する総合的な企画・調整を行い、育成センター、地域協議会等関係機関と連携の上、円滑な推進を図る。

また、隠岐支庁及び農林振興センターは、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、Uターン就農者及び新規参入者等の就農相談、就農計画の作成指導、研修先の選定、技術・経営に関する指導、就農計画達成のための濃密指導等に努めるとともに、地

元関係機関・団体の就農促進関係業務への助言・指導等を行う。

ウ 公益財団法人しまね農業振興公社は、育成センターとして関係機関・団体の参画を得つつ積極的な就農支援活動を展開する。

特に、Uターン就農者及び新規参入者に対して各種の支援制度を紹介するほか、関係機関との連携を密にし広範な支援活動を行う。

エ 地域協議会は、市町村及び農協等関係機関・団体、生産者組織等と連携し、地域における就農希望者への相談体制及び新規就農者への指導体制等、地域一体となって新規就農者を育む体制整備に努める。

オ 島根県農業会議は、市町村農業委員会等と連携の上、農地等に関する情報収集に努め、新規就農者に対する情報の提供、相談、斡旋等を行う。

カ 市町村は、関係機関・団体、農業者の代表等と連携を図り、効果的かつ継続的な青年等の育成確保活動を行う。

また、「人・農地プラン」に地域の中心的な経営体として位置づけるよう努めるとともに、国の青年就農給付金や青年等就農資金の積極的な活用等を促す。

キ 農協は、地域農業の動向や農業者の的確な意向把握に努め、新たに農業経営を営もうとする青年等の技術習得や生産活動、販売活動等が効率的かつ円滑に展開されるよう指導支援に努める。

(3) その他の取組み

県は、新規就農者の確保から若手農業者の就農後のフォローなど、経営安定化を図る仕組みとして「しまねアグリビジネス実践スクール」を設置し、研修機会の提供等を行う。

6 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組み

(1) 青年等就農計画制度の普及

県は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと経営発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及を図る。

また、市町村は青年等就農計画の認定を行った場合、県及び育成センター他関係機関に、認定した青年等就農計画を送付し、情報共有を行い、関係機関で連携した支援を行うものとする。

(2) 認定新規就農者への指導及び農業経営改善計画作成への誘導

認定新規就農者については、その経営の確立に資するため、就農計画の実施状況を点検し、市町村・農業委員会・隠岐支庁及び農林振興センター・農協・研修受入農家等の関係機関・団体等が必要に応じて栽培技術指導、経営指導等のフォローアップを行うなど、重点的に指導等を行う。さらに、当該農業者が引き続き農業経営改善計画を作成できるよう計画的に誘導する。